

## 南三陸町移住総合支援業務公募型プロポーザルに関する質問回答集

番号	質問事項	回答
1	本案件は、委託契約額を精算額とするのでしょうか、または実際に事業で使用した経費を精算額とするのでしょうか	本件は契約に基づく業務の対価として契約額を支払うものであり、経費を精算するものではありません。
2	実際に事業で使用した経費を精算額とする場合、一般管理費の請求は可能でしょうか。また可能な場合の上限額はあるでしょうか	一般管理費は見積項目に含めて計上してください。 また、一般管理費の上限額について特に規定はありません。
3	本案件は平成31年度までの事業となりますが、事業費の精算は年度ごとでしょうか	契約に基づき毎年度委託料を支払います。
4	事業を推進するにあたり、より効果を出すために専門的なノウハウや実績を保有する企業への一部業務の再委託は可能でしょうか。また可能な場合、再委託先の基準等はあるでしょうか	仕様書11(2)また書きのとおり南三陸町の承認があれば可能です。また、再委託先の業者についても実施要領第2条の参加資格要件を満たしている必要があります。
5	本業務の同種実績は、住民WSや意向調査、HPの作成、パンフレット作成等、本業務内容に関わる業務であれば同種実績としてよろしいでしょうか。	同種実績として構いません。
6	JVの場合、主体となる会社1社に同種実績があれば良いのでしょうか。それともJVを組む全ての会社に同種実績がないといけないのでしょうか。	実施要領第2条の要件を満たしていればプロポーザルには参加できます。また同種実績は評価項目としておりますが参加資格要件としてはおりません。
7	様式5号を見ると専任を3名記述するイメージとなっていますが、最低3名必要と考えていますか。	専任職員の配置の有無を確認するものであり、3名の専任職員が必要と考えているものではありません。 なお、従事予定者調書における専任職員とは、専らその業務を任されて担当することをいい、専任業務に支障がなければ他の業務を兼任することは差し支えありません。
8	専任職員を窓口業務と考えていますが、総括担当者も専任職員である必要があるのでしょうか。	質問3の回答のとおりです。